

告 示

埼玉県告示第六百八十七号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和七年九月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 許可番号

第二〇二三―三一―三号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県久喜市西大輪字原二百十五番四外三十四筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千百三十五・八立方メートル

全浸透効果量 ○・一〇五立方メートル毎秒